

論壇

扶養控除と児童手当

1 はじめに

わが国における所得税の計算において、平成22年度の税制改正により平成23年から、子ども手当が創設されたことに伴い、年少扶養親族に対する扶養控除が廃止された。

また、同時に、高校の実質無償化に伴い、年齢16歳以上19歳未満が特定扶養親族から除外された。

子ども手当はその後に廃止され、児童手当となったが、この児童手当のうち、高所得者向けの「特例給付」（子ども一人につき、

2 現在の扶養控除と児童手当制度

子どもを扶養している場合の扶養控除は、平成22年分までは1人につき38万円、特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満）に該当する場合には63万円（38万円に25万円を加算）だった。

平成23年分からは、年齢16歳未満の子どもの年少扶養親族とし、扶養控除の対象から除外され、また、年齢16歳以上から19歳未満の子どもについては扶養控除

38万円とし、特定扶養親族から除外された。

月額0・5万円）について令和3年10月支給分から年収1200万円以上の世帯（所得制限は扶養家族の数で異なり、年収1200万円は、会社員の夫と専業主婦で子ども2人のモデル世帯。以下、年収1200万円の記事では同様のモデルとする。）への支給が廃止されることとなった。

今回は、所得税法における扶養控除である税制と、児童手当という給付制度における課題について考えてみたい。

3 疑問視される点

平成22年度の税制改正が行われた際の基本的な考え方は、「控除から手当（給付）へ」というものである。当初の国側の考え方は『子ども手当は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する」という理念のもと実施するものであり、家計の収入の如何にかかわらず確実に支給されるよう所得制限を設けないこととしていた。

なお、諸外国の制度においても所得制限は設けな

ことが一般的です。また、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養控除（15歳以下に適用）が廃止されることになっていきますが、所得控除は、同額の所得を控除した場合、高所得者に適用される税率が高い

額には月額1・5万円、年齢3歳以上中学生までは月額1万円（ただし、第3子以降は、小学校修了までは月額1・5万円）が給付される。所得制限限度額は、現行の制度で、扶養親族等の数が0人の場合は622万円、扶養親族等の数が1人増えることにつき所得制限限度額は38万円を加算した金額となる（例えば、扶養親族等の数が5人（児童4人と年収130万円以下の配偶者等）の場合の所得制限限度額は812万円となる。）。

4 提言

次世代の社会を担う子どもへの支援は、所得の多寡に関わらず、ある程度は必要であると考え、その方法を検討する。

一つは、先般、改正された児童手当の特例給付を復活させることを考えるが、令和3年5月21日の改正法案が成立したにもかかわらず、直ぐに戻すようなことは現実的ではない。

そうすると、税制を改正することとなるが、子どもを養育している場合と養育していない場合、または、児童手当を受給している場合と受給していない場合とでは個々に税率を変えることは実務的に考えても現実的ではない。

子ども手当は、相対的に高所得者に有利な所得控除から、相対的に支援の必要な人に有利な手当に切り替えるという「控除から手当へ」の考え方に沿って実施するものです。』とある。

しかし、今回の児童手当の改正で、その考え方は成立しなくなる。所得制限が設けられた際にも違和感があったが、家計の収入如何にかかわらず確実に支給されるように所得制限を設けないといった趣旨はどこにいったらいいのだろうか。

この方法を現実的に考える



幸徳 克典【葛飾】

5 結論

そもそも、今回のようなことが起きてしまった原因は、「控除から手当へ」という考えがあったにもかかわらず、児童手当の見直しが行われたことにある。

特に、控除から手当へと

今回のように結果的には子育て世帯の家計の負担を増やすようなことは少子化対策と逆行している。

所得の多い少ないにかかわらず、子どもを養育していく費用も時間も育っている側の立場に立てば同じである。

今回の児童手当の改正は単に財源等の問題であって、国として必要な子育て理論とは全く性質を異にする

制度を設けるのも現実的ではない。そこで、一つの方法として考えたのは、住民税で調整を行う方法である。年末調整を行った給与支払報告書、所得税の確定申告のデータの両方を把握しているのが市区町村であるので、住民税での調整計算を検討したい。

給与支払報告書や確定申告書には、16歳未満の扶養親族の氏名等も記載することになっており、16歳未満の扶養親族の有無、所得金額などから児童手当の受給の有無も市区町村側で判別

できる。将来の担い手である子ども達の養育費用を抑えているようでは、国際競争で勝てる未来の人材になるとは思えない。もっと別の財源確保を考えるべきではないか。

過去に、税制と給付制度をセットとして考え、税制では扶養控除の改正を行ったのであれば、もう片方の制度も変えなければならぬのは当然であり、両制度はセットとして考えるべきである。

厚生労働省「子ども手当について 一問一答」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100407-1.html